

【提出先】 組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

育児休業等掛金免除

申出書

育児休業等掛金免除変更

組合員	氏名			組合員証 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	年 月 日		
所属所	名称				
	所在地				
育児休業の期間(注1)	開始日	令和	年 月 日		
	終了日	令和	年 月 日	(注2)	
	終了日 (変更後)	令和	年 月 日	(注2)	
	日数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入(注3)			
育児休業に係る子の生年月日		令和	年 月 日		
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
<p>1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等(一般組合員は厚生年金保険料を含む。)の免除を申し出ます。</p> <p>2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>【掛金免除(変更)申出日】 令和 年 月 日 申出者(組合員)氏名</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 年 月 日 所属所長 職 氏 名 所属所 担当者名 (所属所 連絡先 - -)</p>					

注1 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。(育児休業辞令の写し等、原本証明不要)

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。(産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。)

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。(期末手当等の掛金を除く。)

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

育児休業等掛金免除

申出書

育児休業等掛金免除変更

組合員	氏名	広島 花子		組合員証 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	〇〇 年 〇月 〇日		〇〇〇〇〇〇
所属所	名称	××市立××小学校			
	所在地	××市××〇〇〇			
育児休業の期間(注1)	開始日	令和 〇〇 年 10 月 15 日			
	終了日	令和 〇〇 年 3 月 31 日 (注2)			
	終了日 (変更後)	令和 年 月 日 (注2)			
	日数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入(注3)			
育児休業に係る子の生年月日		令和 〇〇 年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
<p>1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等(一般組合員は厚生年金保険料を含む。)の免除を申し出ます。</p> <p>2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>【掛金免除(変更)申出日】 令和 〇〇年 10 月 15日</p> <p style="text-align: right;">申出者(組合員)氏名 広島 花子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇〇年 10 月 15日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職氏名 ××市立××小学校長 共済 一郎</p> <p style="text-align: right;">所属所 担当者名 公立 太郎</p> <p style="text-align: right;">(所属所 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p>					

注1 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。(育児休業辞令の写し等、原本証明不要)

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。(産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。)

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。(期末手当等の掛金を除く。)

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

育児休業等掛金免除

申出書

育児休業等掛金免除変更

組合員	氏名	広島 花子		組合員証 記号番号	公立広島
	生年月日	昭和 平成	〇〇 年 〇月 〇日		〇〇〇〇〇〇
所属所	名称	××市立××小学校			
	所在地	××市××〇〇〇			
育児休業の期間(注1)	開始日	令和 〇〇 年 10 月 15 日			
	終了日	令和 〇〇 年 10 月 29 日 (注2)			
	終了日 (変更後)	令和 年 月 日 (注2)			
	日数	15 日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入(注3)			
育児休業に係る子の生年月日		令和 〇〇 年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
<p>1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等(一般組合員は厚生年金保険料を含む。)の免除を申し出ます。</p> <p>2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>【掛金免除(変更)申出日】 令和 〇〇年 10 月 15日</p> <p style="text-align: right;">申出者(組合員)氏名 広島 花子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 〇〇年 10 月 15日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職氏名 ××市立××小学校長 共済 一郎</p> <p style="text-align: right;">所属所 担当者名 公立 太郎</p> <p style="text-align: right;">(所属所 連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)</p>					

注1 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。(育児休業辞令の写し等、原本証明不要)

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。(産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。)

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。(期末手当等の掛金を除く。)

【提出先】組合員⇒所属所⇒共済組合

(広島市費組合員は原本を共済組合、写しを広島市教委教職員課に送付)

育児休業等掛金免除

申出書

育児休業等掛金免除変更

組合員	氏名	広島 花子		組合員証 記号番号	公立広島 ○○○○○○
	生年月日	昭和 平成	○○年 ○月 ○日		
所属所	名称	××市立××小学校			
	所在地	××市××○○○			
育児休業の期間(注1)	開始日	令和 ○○年 10 月 15 日			
	終了日	令和 ○○年 3 月 31 日 (注2)			
	終了日 (変更後)	令和 ○○年 10 月 14 日 (注2)			
	日数	日 ※終了日の翌日が開始日と同月の場合のみ記入(注3)			
育児休業に係る子の生年月日		令和 ○○年 8 月 19 日			
根拠法令	地方公務員の育児休業等に関する法律 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律				
<p>1. 地方公務員等共済組合法第114条の2第1項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等(一般組合員は厚生年金保険料を含む。)の免除を申し出ます。</p> <p>2. 地方公務員等共済組合法施行規程第164条の3第3項の規定により、育児休業等の期間に係る掛金等の免除の変更を申し出ます。</p> <p>公立学校共済組合広島支部長 様</p> <p>【掛金免除(変更)申出日】 令和 ○○年 4 月 1 日</p> <p>申出者(組合員)氏名 広島 花子</p>					
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p>令和 ○○年 4 月 1 日</p> <p>所属所長 職氏名 ××市立××小学校長 共済 一郎</p> <p>所属所 担当者名 公立 太郎</p> <p>(所属所 連絡先 ○○○-○○○-○○○○)</p>					

注1 育児休業の期間を証明する書類を添付してください。(育児休業辞令の写し等、原本証明不要)

2 掛金免除期間は、育児休業の終了日の翌日が属する月の前月まで。

終了日を変更する際は、「育児休業等掛金免除変更申出書」として再提出してください。(産前産後休業を取得するため、育児休業を終了する場合を除く。)

3 終了日の翌日が開始日と同月の場合は、育児休業の日数が14日以上である場合に限り、育児休業の取得月の月額掛金を免除。(期末手当等の掛金を除く。)